

TKCモニタリング情報サービス通信

利用件数35万件突破! 本年も当サービスの拡大を通じて
金融機関とTKC会員の「顔の見える関係」構築を後押しします



写真は全国各地の金融機関との交流会等の様子

■ 対談 税理士の4大業務を完遂し、中小企業を元気にしよう!	4
TKC全国会会長 坂本 孝司/株式会社TKC社長 飯塚 真規	
■ 部門別の損益を念頭に“なんぶ”の活性化にまい進	10
なんぶ農援/近田会計事務所	
■ 銀行員×税理士による取引先支援の重要性	14
(『近代セールス』2024年10月15日号より)	

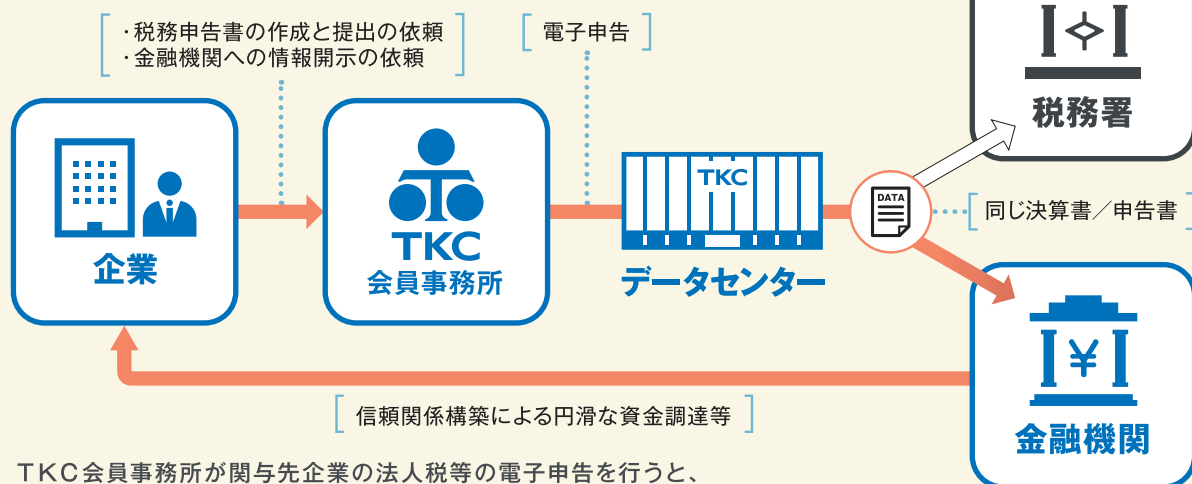
TKCモニタリング情報サービスとは

TKCモニタリング情報サービスを利用いただくことにより、金融機関は**税務署に提出された融資先の決算書・申告書を最も速く収集**できます。



企業と金融機関の信頼関係を構築する情報開示のプラットフォーム
TKCモニタリング情報サービス

金融機関への決算書等の提出は、紙から電子へ



TKC会員事務所が関与先企業の法人税等の電子申告を行うと、税務署に提出した内容と同じ決算書・申告書等が、自動的に金融機関へ開示されます。

©TKC2019

特許取得済 第6375425号、第6419378号

TKCモニタリング情報サービスの内容

●決算書等提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、法人税の電子申告後に、融資審査・格付けのために金融機関へ決算書や申告書等のデータを提供するサービスです。

●月次試算表提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKC会員による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータを提供するサービスです。

TKCモニタリング情報サービスは特許を取得しています

●【特許第6419378号】取得日：平成30年10月19日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステム

●【特許第6375425号】取得日：平成30年7月27日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステムの認証方法

「TKCモニタリング情報サービス」 千葉銀行、京都信用金庫の事例をご紹介します!

千葉銀行および京都信用金庫が、金融機関向けセミナーで「TKCモニタリング情報サービス(以下、MIS)」の活用事例を講演しました。同金融機関ならびにセミナー主催者から許諾をいただき、講演の動画をTKCグループホームページに掲載しましたのでご案内します。これは、日本金融通信社(ニッキン)が主催する「FIT2024」で講演された内容です。ぜひご視聴いただき、MISに対する金融機関の評価や活用事例をご確認ください。

視聴方法

1. TKCグループホームページ (<https://www.tkc.jp/fx/bank/>)
2. 「TOP」メニュー、または「金融機関の皆様へ」メニューから申し込みの上、ご視聴ください。



視聴ポイント

1. 千葉銀行からは、「TKCモニタリング情報サービスを活用したタイムリーな顧客管理・提案について」と題して、同サービス導入前後の業務フローの変化や、TKC会員との連携事例を紹介いただきました。TKC会員事務所が実践する「月次巡回監査」についても、金融機関の視点から、そのメリットをご説明いただきました。
2. 京都信用金庫は、「寄り添う金融・つなげる金融」を目的とした、幅広い事業者に対するタイムリーな事業実態・資金繰り状況の把握に取り組んでいます。その一環としてMISの「月次試算表提供サービス」を推進しています。講演では、同サービスを利用して事業者とTKC会員、京都信用金庫が三位一体となった取り組みを紹介いただきました。

●お問い合わせ先

税理士の4大業務を完遂し、 中小企業を元気にしよう！

2025年は、TKC全国会が3年間続けてきた運動方針の成果を踏まえ、更なる高みを指すための新たな運動をスタートする重要な年となる。年頭に当たって、坂本孝司TKC全国会会長と飯塚真規TKC社長が、会計事務所の経営革新に向けた、オールTKCによる「税理士の4大業務」完遂への取り組み、すべての基本となる月次決算体制の構築などについて語り合った。

◎進行／本誌編集長 加藤恵一郎

実りのあった3年間の運動 残る課題は翌月巡回監査率の向上

——2025年を迎えるにあたって、坂本孝司TKC全国会会長と飯塚真規TKC社長に新春の対談をお願いしました。税理士業界の展望を中心に、率直に語り合ってくださいます。始めに、お二方にとって2024年はどんな年だったと実感されていますか。

坂本 最も問題意識を持って取り組んだことは、税理士業界における「人材難」です。年頭のTKC全国会政策発表会では、「人材難を乗り越えてDXをわがもの」とし、『税理士の4大業務(税務・会計・

保証・経営助言)』すべてを関与先企業に提供しましょう！」と会員の皆さんに呼びかけました。そして、会員事務所が経営革新を実現するために、「会計事務所」の経営革新」検討プロジェクトを3月に立ち上げ、10年後の事務所像はどうあるべきかなど、2025年からスタートするTKC全国会の新しい運動を見据えて検討してきました。

もう一つ、強く意識してきたのが、月次巡回監査を通じた関与先企業との「顔の見える関係」を深めることでした。一方で、中小企業を支えるには、金融機関との連携も欠かせないことから、金融機関との「顔の見える関係」作りにも力を

注いできた1年でした。

飯塚 システムを開発する立場からしますと、昨年は、制度改正の対応に追われた年だったなと感じています。インボイス制度が一昨年の10月から開始され、昨年の1月には改正電子帳簿保存法に基づく電子取引データ保存が義務化され、急転直下で定額減税制度が6月に実施されました。そうした流れを前向きに捉え、FXクラウドシリーズのレベルアップにより財務会計・給与計算・販売購買機能が出そろうなど、会員事務所を取り巻くシステム環境の進化を支援してきた1年でした。

——TKC全国会は、2022年1月



飯塚真規
TKC代表取締役社長

坂本孝司
TKC全国会会長

Photo：中島淳一郎

から2024年12月までの3年間の運動方針として「未来に挑戦するTKC会計人——巡回監査を断行し、企業の黒字決算と適正申告を支援しよう！（優良な電子帳簿を圧倒的に拡大する・租税正義の守護者となる・黒字化を支援し、優良企業を育成する）」を掲げて取り組んできました。坂本会長は運動方針の成果をどのように捉えていますか。

坂本 一言で申し上げると、実りの多い3年間だったと思います。例えば、FXクラウドシリーズの利用企業数も書面添付実践件数も順調な伸びを示しましたし、経営リスクに関する企業防衛制度やリスマネ制度、三共済制度の件数などかなり増えました。このように、TKC全国会が定めたKPI（重要業績評価指標）について全体的により成果が表れたことによって、業界全体が大きく前進したのではないのでしょうか。これも、TKC会員の先生方や職員の皆さん、TKCの役員の方々の皆さんの日頃からのご尽力のおかげであり、心から感謝申し上げますと思います。

しかしその一方で、翌月巡回監査率の低下傾向が改善されなかった点は大きな課題となりました。TKC会員にとって



坂本孝司TKC全国会会長

巡回監査は基本業務です。この実践率をいかに高めていくか、より具体的には、月次巡回監査を実施する関与先の絶対件数をいかに増大せしめるかが唯一、残された課題だと捉えています。

——飯塚社長、TKCではこの運動方針を踏まえ、会員事務所と関与先企業のDX対応や黒字決算と適正申告の実現に向けて、TKC方式による自計化推進の支援に取り組みられました。その手応えはいかがでしたか。

飯塚 我々はこの間、FXシリーズのスタンドアロン版からクラウド版への移行に重点を置いてご支援に当たってきました。その結果、自計化システムを導入

する関与先企業のうち、「365日変動損益計算書」を毎月確認している経営者の割合は、スタンドアロン版では7%程度だったのに対して、クラウド版では約30%まで向上しています。自計化の真の目的は、経営者自身が自社の実績を的確に把握できるようになることですので、これは大きな成果といえるのではないのでしょうか。

また、今年の7月に福岡で開催された、TKC全国役員大会でも発表しましたが、インボイス制度への対応を進める中で、巡回監査率が事務所の生産性に大きく影響を与えることが分かってきました。税務と会計双方でTKCシステムを利用して

お褒めの言葉を頂いており、会員事務所の生産性向上への貢献ができたのではないかと思います。

理想と現実のギャップを埋める 所長の強い決断力が求められている

——坂本会長は会長就任以来、一貫して「税理士の4大業務」を提唱され、同一企業に4大業務を同時提供する運動の先頭に立たれています。TKCにおいても飯塚真玄名誉会長が「これからTKCの使命は、『税理士4大業務の完遂』を支援することにある」（本誌2024年10月号）と断言されています。そこで改めて坂本会長から、オールTKCが「税理士の4大業務」に取り組んでいる現状について、お話しいただけますか。

いる一気通貫割合90%以上かつ翌月巡回監査率90%以上の事務所と、会計を他社システムで利用している事務所とを比べると、前者が決算申告業務に係る日数で最大5営業日早いということです。この分析結果は、TKCシステムへの移行を進めている会員先生方からも

坂本 「税理士の4大業務」はTKC全国会の創設者である飯塚毅博士の見解を基に、税理士の本来業務を深掘りしたものです。ありがたいことに、全国会では各委員会や研究会などのすべての活動において、この4大業務が定着しています。とはいえ、4大業務を同一の関与先企業に同時に提供できている割合はまだ高くはないと思います。その理由は、関



飯塚真規TKC代表取締役社長

与先企業のTKC方式の自計化が遅れている、人手不足で業務品質が維持できないなど、様々です。時代対応ができていない、理想と現実のギャップを埋められないといった壁を乗り越えようとする所長自身の強い決断力が、いままさに求められていると思います。つまりこのギャップを埋めるには、会計事務所の経営改善では足りず、「会計事務所の経営革新」が必要だということです。

飯塚 最近、世の中が大きく変化する中で、日本の社会全体が閉塞感に包まれているような気がしてなりません。そうした雰囲気は飲み込まれて、内にこもってしまっている中小企業も多いのではない

でしょうか。これは税理士業界にも当てはまると思います。そのような状況下、会計事務所が理想と現実のギャップを埋めて前進するためにはどうすればよいのかというと、元気に成長している事務所をベンチマークして、一歩ずつそこに近づいていかないと考えます。

TKCは、ドイツのDATEV社と50年超に亘る提携関係を継続しています。そうした経験から国内はもとより海外の動向などの最新情報も収集しながら、高付加価値サービスを提供する会計事務所のあるべきデジタル化へのロードマップをお示しし、4大業務の完遂を目指す会員先生方に、更に貢献したいと考えています。

全部監査の効率的実施こそが時代対応のキーポイント

——TKC会員事務所が「税理士の4大業務」を完遂するためには、月次巡回監査を徹底断行し、関与先企業の月次決

算体制を構築することが基本となります。このための時代対応（生産性向上や働き方改革など）について、坂本会長の考えをお聞かせください。

坂本 すべての基本をなす月次巡回監査体制が崩壊すれば、税理士の社会的評価も地に落ちることでしょう。飯塚毅博氏が「月次巡回監査は絶対に無理しても断行すべきものであり、損得計算、銭勘定の対象領域ではない」と主張された通り、税理士の生命線として守り抜かなければなりません。それでは、時代対応として私たちはどのようにすればよいのか。「内包」と「外延」の概念で捉えると、本質的に変えてはならない「内包」が「月次巡回監査の実施」であり、変化させるべき「外延」が「全部監査の効率的実施体制の構築」です。この「全部監査の効率的実施体制の構築」こそが、新しい時代対応の最大のキーポイントになります。

ここで言う「効率的」とは、会計から税務まで一貫通貫の仕組みであるTKCシステムの活用を意味しており、関与先企業の現世的な要望を受け入れて隔月や四半期に1回、巡回監査を行うことではありません。基本的にすべての関与先企業に月次巡回監査を実施するとともに、



て最新業績が瞬時に経営者や経営幹部に送られる。このような、世界でも類を見ない仕組みを利用できる恵まれた環境にあることを、TKC会員はよく認識しないといけません。そのうえで、「税理士の4大業務」の意義や経営に与える影響について、中小企業経営者を啓発することが極めて重要です。

TKC方式の自計化を推進し、月次巡回監査を経て決算書・申告書を作成することで、証憑保存・仕訳入力から電子申告までのデータがつながる。このことにより決算書・申告書の信頼性が向上する。しかもこの一連業務の実施状況が分かる資料として「記帳適時性証明書」がTKCから発行される。更に「月次決算速報サービス」によつ

そして、こうした取り組みを内部運動に終わらせずに外部評価に結びつけるためにも、「社会の納得」を得る運動を同時に展開しなければなりません。具体的には、政界・官界・学界・財界（主に金融機関）の影響がある方々に、税理士業務の社会的な意義や魅力を広く認知していただくことが欠かせないと思います。

——TKCでは、この「税理士の4大業務」の経営助言を支えるツールとして、昨年11月に「月次決算速報サービス」の提供を開始されました。あらためてこのサービスのポイントについて、飯塚社長から教えていただけますか。

飯塚 政府による賃上げ要請やエネルギーコストの増大など、厳しい経営環境が続く中で、経営者は前年対比では経営できなくなってきました。そうすると予実対比の経営が必要になります。この点で、困っている関与先企業をTKC会員の先生方の力で救援していただくために開発されたのが、「月次決算速報サービス」です。これは、月次巡回監査終了直後に「月次決算速報」（変動損益計算書や自己資本比率の推移グラフなど）を関与先経営者と事務所の所長に対してメールを自動発信する無償のサービスです。

事務所の所長と経営者との会話のきっかけとしていただき、経営者が早期の巡回監査と所長の経営助言を待ち望むようになることを目指しています。具体的には、経営者に対して、限界利益率と自己資本比率の重要性に気付いていただくことにあります。この二つの指標を注視することで、関与先企業の業績は自ずと改善されるようになるでしょう。

本サービスを初めて利用した関与先経営者の話ですが、取引先への値上げ交渉が円滑に進み、経営が軌道に乗ってよかったと思っていたところ、本サービスの「売上高・限界利益・経常利益の推移グラフ」を見て、実は売上高がコロナ前まで戻していなかったと気付いて、もっと頑張らなければいけないと顧問の会員先生に相談があったそうです。そのような効果もあります。

坂本 頼りになる仕組みですね。ドイツの会計学者であったシューマレンバッハは『動的貸借対照論』（1926年）において、「月次損益計算は経営の成行を速く注視し得るものである」と述べています。つまり、月次決算は、短期の成果計算の代表的なものであり、実務上最も重要であるということです。その意味で

も「月次決算速報サービス」の利用促進に力を入れたいと思います。

経営に役立つ月次決算の支援が 税理士の未来を切り拓く

——さて本年から新しいTKC全国会運動方針がスタートします。結びとして、お二方から今後の抱負やTKC会員へのメッセージをお願いします。

坂本 私は、税理士業界を成長の余地があるブルーオーシャンだと捉えています。なぜなら、「税理士の4大業務」が提供されている中小企業はまだ多くはないためです。とすれば、多くの中小企業は、会計事務所が保証や経営助言まで取り組んでくれるとは知らない状況にあるということです。そのことを踏まえ、顧問契約時を含めて目の前の1社1社に対して、TKC会員事務所によるサービスの必要性（価値）を粘り強く、かつ丁寧な啓発していくことがいま何より重要です。

決して成熟した業界ではないのですから、なすべきことは無数にあります。世の中をよくしていこうとの発想と情熱をもって実行力を発揮し、関与先企業の月次決算体制構築の支援と月次巡回監査の

徹底断行を通して、皆さんと共に税理士の未来を切り拓いていきたいと思えます。個々の会員事務所による誠実で前向きな「会計で会社を強くする」取り組みによって、中小企業を更に元気にしていきたいでしょう。

飯塚 ご承知の通り令和4年（2022年）の税理士法改正で新設された税理士法第二条の三は、税理士がデジタル化を通じて納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進捗を図ることを求めています。この法改正の是非は今後問われるべきですが、TKCとしては、急速にデジタル化が進む現状において、この改正を税理士にとっての機会と捉えたいと考えています。まさにいま、世界的な規模で税務業務のDX、とりわけ税務行政分野でダイナミックな変化が起きています。詳しくは、飯塚名誉会長による特別寄稿



司会：本誌編集長 加藤恵一郎

（本誌22頁）をぜひお読みいただきたいのですが、この変化の中で、TKCでは、日本でインボイス制度が始まる3年前からデジタルインボイスへの対応を進めてきました。その優位性を活かして、会員事務所と関与先企業の一層のデジタル化を支援していきます。併せて、会員事務所が関与先企業から絶対的に頼りにされる一助として、「月次決算速報サービス」の推進にも集中して取り組みます。

TKCは来年の10月22日に創業60周年を迎えます。還暦とは干支が一巡し、生まれたる年に戻るという意味ですので、TKCも創業の理念に立ち返り、会員先方をこれまで以上に支援する1年になりたいと思います。その具体策として、当社の担当SCGによる会員事務所との月次面談率100%で臨んでまいりますので、引き続きよろしくお願い致します。

——TKC会員の真髄は、切磋琢磨しながら研鑽し、更なる業務水準の向上を目指すことにあります。時代の流れに乗ってその真髄を究めるため、今後発表される新たな運動方針の実現に向け、オーラルTKCで邁進したいですね。本日はありがとうございました。

（構成／TKC出版 古市 学）

部門別の損益を念頭に「なんぶ」の活性化にまい進

青森県南部町の農家を応援したい――。そんな思いを社名に込め、果物の魅力を引き出す独自商品を製造してきた、なんぶ農援。5年前に経営を承継した岩間正雄社長は、月次決算に基づく業績把握を習慣化し、新たな飛躍を遂げようとしている。

青森県屈指の景勝地として知られる奥入瀬溪流。なんぶ農援の運営する土産物店「溪流の駅おいらせ」には、県内産の果物を加工した商品がならぶ。南部地方特産の妙丹柿^{みょうたんかき}を使用したドライフルーツは人気商品のひとつ。やや縦長で、甘みが強いのがこの柿の特徴だ。

南部町と柿には浅からぬ縁がある。南部藩主が参勤交代時、会津から持ち帰った柿が妙丹柿のルーツという。生産者の高齢化で枝が剪定^{せんてい}されずに伸び放題となり、落下するおそれのある老木もあった。

なんぶ農援は「地元農家を応援する」とのスローガンを掲げ、青森県産の果物を用いたジュースやゼリー、ジャムなどの製造販売をなりわいとしている。

「当社では規格外の果物を加工し、新たな価値を加えて販売す



左から青森銀行古川悠介氏、同田中佳紀氏、岩間重雄会長、岩間正雄社長、山本秀典顧問税理士、奥寺勇一郎監査担当

なんぶ農援株式会社

創業 1989年
所在地 青森県三戸郡南部町大字剣吉下山26-1
売上高 1億5000万円
従業員数 15名
会計システム FX2クラウド



近田会計事務所
所長 山本秀典
青森県八戸市根城 8-6-11



ることで、地元農家の方々の収入アップを目指しています」と岩間正雄社長はミッションを端的に語る。

ドライフルーツ「南部の柿の物語」は、南部町にある農業高校との連携を通して商品化にいたった。ラインアップはポリフェノールを豊富に含んだ柿酢や、チョコレートをコーティングした「妙丹柿チョコディップ」まで着々と広がりつつある。

年一から月次決算へ転換

岩間社長は大学卒業後、東京都内の医薬品卸売会社を経て、2011年になんぶ農援に加わった。

「郷里を離れて感じたのは、生まれ育った南部町が果物や自然にいかにも恵まれているか。地方を大切にしたい思いもあり、地元に戻り父が立ち上げた会社を

手伝いはじめました」

父親の岩間重雄現会長が創業当初手がけていたのは、土産物の卸売り。十和田湖畔の宿泊施設にキーホルダーなどを卸していたが、取扱商品は果物やカット野菜、農家で余ったリンゴを使用したジャムといった食品類に徐々にシフトしていく。

「取引先さまの要望に応えるうちに、おもに食品加工を手がけるようになりました。その後、溪流の駅おいらせの運営を任せられ、加工、小売り、飲食という現在の3本柱が完成したわけです」(岩間重雄会長)

岩間社長が入社したのは、なんぶ農援が法人化した2年目。計数管理において、個人事業者のころの慣習が若干見受けられた。ただ、業績は産直ブームの後押しもあり、堅調に推移していた。そこへ東日本大震災が襲う。企業として永続するにはしっかりとった経営体制を築き、災害リスクに備える必要がある――。そう考えた岩間氏は、青森県中小企業家同友会が主催していた勉強会に参加する。「経営に関する知識がなかったため、イロハを学ぼうと参加し



奥入瀬川沿いにある「溪流の駅おいらせ」



収穫期を迎えた妙丹柿

ました。当時、なんぶ農援の業績を把握できたのは12月の決算が確定した後。父が数字面でやや手探りの状態で会社を切り盛りしている様子を見て、一抹の不安があったんです。入社前にもっぱら卸売会社で働いていたので、限界利益率が業態ごとに異なるという点も知りませんでした。勉強会を通して会社の強みと弱みを掘り下げられ、経営者の心構えについて理解が深まりました」

勉強会で共に学んだのが、八戸市に事務所を構える近田会計事務所の職員だった。近田会計は月次巡回監査の徹底を標榜しており、月次巡回監査率は90%をコンスタントに上回る。同会計事務所所長の山本秀典顧問税理士は「われわれの役割は、月次決算による正確な数字に基づき経営判断をお手伝いすることです。その手段として関与先企業さまに、TKCシステムによる自計化を求めなく提案していただきます」と話す。

事務所のそうした方針に共鳴した岩間社長は、近田会計と顧問契約を結び、監査担当者のサポートのもと「年一決算」から

の脱却を図る。

正確な数字を元に会話

8月下旬のある日。同社の食品加工場「なんぶの台所」に隣接する事務所で、会計事務所、金融機関担当者同席による業績報告会が開かれていた。山本税理士がTKC自計化システム『FX2クラウド』の変動損益計算書画面を指し示しながら、直近の業績を説明する。

「7月の全社売上高は前年同月比11%増でした。限界利益率は59・2%で前年同月から0・8ポイント上昇しています。要因をどう分析されていますか」

問いかけを受け、岩間社長はこう回答した。

「燃料費や包装資材をはじめ原材料費が高騰している現状を鑑み、一部商品で価格の見直しを行いました。あわせて、仕入れた果物の中に腐敗している個体がある場合には、取引先と価格交渉し、仕入れ価格をできるだけ抑えるようにしています。価格転嫁の促進と仕入れ値の抑制これらの取り組みが功を奏したのだと思います」

このように最新の業績数値を

もとに会話できるのは、『FX 2クラウド』の活用によるところが大きい。一般的な限界利益率の目安は、飲食業なら70%、小売業なら20〜30%といったように業種ごとに異なる。同社では業績を加工、小売り、飲食の三つに細分化して管理することで、各部門の数字を明確につかめるようになったのである。

続いて、足元の業況と集客状況の質問に返答したのは、『FX 2クラウド』の変動損益計算書で限界利益を確認するのが日課になっていると話す岩間会長だった。

「加工部門は宿泊施設に卸しているカット野菜の売れ行きが好調です。一方、小売り、飲食部門では、溪流の駅おいらせを訪れるインバウンドの増加が業績の伸びにつながっているとみています」

岩間社長によると、コロナ禍を脱しつつある今、特に注力しているのは、加工部門であるという。県内各地のレストランおよび宿泊施設に卸しているカット野菜の受注増を受け、従業員を新たに雇用して対応している。経営をかじ取りする会長、社長



(上・中) 溪流の駅おいらせ内の土産物店でオリジナル商品を販売。レストランでは八戸せんべい汁、十和田バラ焼きなどを提供している
(下) 食品加工を担う「なんぶの台所」

と山本税理士との間のやり取りに耳を傾けていた、青森銀行南支店の田中佳紀支店長は「岩間会長、社長ともに損益状況を月次で把握され、的確な打ち手を施されています。なんぶ農援さまは日ごろ『TKCモニタリング情報サービス』(MIS)を活用して、月次試算表を毎月送信いただいているので、業績数値の透明性と信頼性は非常に高いです」と評価する。

調理代行で飲食店を支援

19年の代表就任時、人手不足

著しい飲食業界の力になりたいと考えていた岩間社長。自社で展開している加工事業を調理代行センターラルキッチン事業ととらえ、その取り組みを動画で発信している。動画サイトに開設した公式チャンネル名は「なんぶ農援TV」という。岩間氏本人を模したキャラクターが登場し、人工知能(AI)の音声で語りかける一風変わったつくりになっている。

「動画サイト利用者の目を引くように、AIを使用した動画を制作しました。当社の『なんぶ

の台所』で手がけている調理代行事業を活用いただくことで、飲食店の人材不足解消のお役に立てればという思いで運営しています」

南部町に軸足を置きつつ、近田会計事務所のきめ細かいアドバイスのもと、月次決算をベースにした意思決定で成長軌道を描く同社。通販サイトではドライフルーツや、リンゴを使用した飲むゼリーといった多数のオリジナル商品を扱っており、商品開発力に着目した地元農家や宿泊施設からの相談が相次ぐ。受注量の増加を受け、新たな加工工場の建設も視野に入るが、岩間社長はあくまで堅実な姿勢を崩さない。

「ここ南部町には、全国に知られていない魅力ある果物がまだまだたくさんあります。果物の新たな価値を引き出す加工商品を開発し、南部町の名前を多くの人に認知してもらうのが目標です。顧客のニーズの一つひとつに応えることで利益を生み、それを従業員に還元して雇用をしっかりと支え、地域を活性化していきたいです」

請求書は、

「送る」から、

 Peppol

「ペポる」へ。

送信側も受信側もメリットいっぱい。だから、ペポルインボイス。

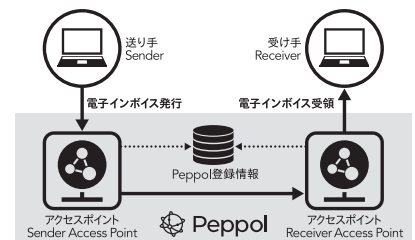
請求書を紙ではなくPDFでやりとりするようになって、
その内容を目視でチェックしてシステムに再入力するのでは、経理部門の手間はまったく減りません。
真のデジタルインボイスとは、取引先から送られた請求書の内容を自動でチェックし、
会計システムに自動仕訳・入力される一気通貫な仕組みをつくること。
数年後には主流となるペポルネットワークを利用したインボイスで経理DXを進めませんか。

ペポルインボイスがもたらす『請求書受け取り側』のメリット

- インボイスの記載事項が網羅されている
請求書データのみが届くので、記載漏れのチェックが不要です。
- インボイスの記載事項はシステムに自動で読み込み可能。
大幅な作業の効率化と時間の削減が図れます。
- スキャン文書やPDFなどの電子インボイスと比べ、
データ保存容量を大きく削減できます。

ペポルインボイスがもたらす『請求書発行側』のメリット

- 紙でインボイスを発行する場合に発生する、
封入、投函、郵送にかかるコストや手間を削減できます。
- 構造化されたデジタルデータ(XML形式)のため、
少ない容量で控えデータを保存できます。
- 相手先を特定するIDは、法人番号または適格請求書発行事業者の
登録番号のため送信先情報の管理が容易です。



より詳しい情報はこちらから！ **ペポルインボイス**

検索



銀行員×税理士による取引先支援の重要性

梅川大輔

税理士法人ドリームプラス代表社員／税理士



取引先支援において、銀行員と税理士がタッグを組むことの意義や、双方に求められている具体的な取組みについて、税理士の観点から考える。

1999年同志社大学大学院卒業後、アンダーセン・コンサルティング（現アクセンチュア）等を経て、2007年独立開業、2012年ドリームプラス設立。2023年7月よりTKC全国会・金融機関等関連小委員。

1 倒産等が増加する中で実効的な支援が急務に

なぜ連携が重要なのか

コ

コロナ禍に実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）を実行した取引先の中には、据置期間の終了に伴う元本返済開始により、財務面でかなり傷んでいる事業者も少なくないのが実情ではなからうか。また、多くの取引先は円安の影響による原材料の高騰、人件費・外注費の高騰、人材不足、IT化の遅れ等の様々な課題にも直面している。

一方で中小企業の多くは、そうした課題解決のためのリソースを十分に有しているとも言いがたい。その証左として、2023年度の倒産件数は前年比30.6%と9年ぶり高水準となっている（帝国データバンク『全国企業倒産集計2023年度』）。

業法違反・粉飾・資金使途不明・脱税・不正受給等のコンプライアンス違反による倒産が急増している点も、特筆すべきことである（帝国データバンク『コンプライアンス違反企業の倒産動向調査

（2023年度）。

このような状況下、金融機関の担当者が取引先を支援する場合には、取引先の経営状況・課題・未来への展望を的確に把握している税理士との連携が、今後より重要になってくると考えられる。

本稿では、融資先を支援するために金融機関担当者や税理士はどのような連携ができるかを考えてみたい。なお、本稿はあくまで筆者の個人的意見であることにご留意いただきたい。

2

銀行員に求められる役割

2 ビジネスマッチングに加え客観的な意見・提案で貢献を

ま

ず大前提として、税理士は当然、資金援助はできない。金融機関のみが事業として援助できる本丸である。

税理士は自身の関与先が金融機関から資金提供を受ける際に、融資額・返済期間・金利には興味があるが、融資商品にはあまり頓着しない傾向がある。

一定の時期のみ活用が可能な制度融資や、新しく創設された公的支援策については、常に情報不足である。取引先には

利な融資商品が出たら、積極的に案内してほしい。

ネットワークを活かした マッチングの提案が求められる

次に、税理士はそれほど広くない地域の、幅広い業種の、特定の法人・事業主に対してサービスを提供している。前述のように倒産が増えてきている現状では、関与先の取引先（外注先や仕入先）が倒産することもある。

地域金融機関は融資・口座開設を通じて、地域の事業者にまつわる情報量が格段に多い。金融機関の取引先が外注先・仕入先に困っていることがあれば、ぜひ紹介いただきたい。もちろん、得意先をご紹介いただくのが一番ありがたいことは論をまたない。

加えて、試算表やKPIに対する客観的で建設的な意見を頂戴したい。

税理士と関与先は毎月、試算表から状況を把握して未来を検討している。しかしながら、毎月同じ担当者同士で検討している、いつも同じ結論になることが多々ある。金融機関の担当者から、担当している同業他社・異業種との比較を踏

まえた、客観的かつ具体的な提案がある
と非常に喜ばしい。

3

税理士に求められる役割

業績管理体制の構築・支援等 付加価値の発揮が重要に

国

税庁の「令和4年度国税庁統計情報」によると、赤字法人（欠損法人）は189万5402社だった。普通法人（292万2972社）の赤字割合は、64・8%である。税理士が顧客とする中小企業もほぼ同割合か、もしくは同数値を超える割合が赤字である可能性が高いといえる。それはとりも直さず、税理士のメイン業務が黒字法人をメインとする節税対策から、赤字法人をメインとする経営改善に軸を移さざるを得ないということでもある。

中小企業には増資という選択肢がほぼないことから、資金不足になれば代表取締役が資金を貸し付けるか、金融機関から借り入れるかの二つがメインの資金調達方法となる。このことから、中小企業を支援する税理士にとって金融機関は最も大切な連携先であるといえる。

ここで、赤字法人の経営を改善するために税理士がしていること・すべきことを整理したい。申告書作成だけではない、税理士の付加価値業務ともいえる。

① 業績管理体制の構築

中小企業の社長には敏腕営業担当者、あるいは腕の良い職人が多い。行動力がある社長も少なくない。

それにもかかわらず、なぜ中小企業に赤字法人が多いのか。原因として、経営判断するための情報が著しく不足していることが考えられる。どの情報で判断すればよいか把握できていないこともある。ベクトルの大きさは十分だが、方向性がややずれているというイメージか。

経営判断に必要なものは、タイムリーで正しい情報だ。換言すれば正しい決算書・試算表である。つまり経営改善をサポートする税理士がすべきことは「業績管理」なのだ。

ある程度の規模の企業になると、法人全体で業績管理をすると判断ミスが起きる可能性がある。店舗別・部門別・工事別というように、細分化して業績管理ができれば、正しい判断に資する情報となるだろう。

また正しい情報だったとしても、実績のみではいけない。社長は自らの経営判断が正しかったと思いたい傾向があるから、前月までの経営が正しかったかどうかの答え合わせとして、実績と比較するための予算を期首に作成しておきたい。会計ソフト内で簡単に予実比較・前期比較できる体制がベストだ。

添付書面が付された決算書は 税理士が内容を保証した証左

② 添付書面の作成・提出

金融機関の担当者の多くは、税理士法第33条の2における「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」（以下、添付書面）をご存じないだろう。

添付書面とは、税理士が関与先の税務申告書を作成する際に、どのような書類をどのように監査し、どういう税務判断をしたかを明記した、税務署への提出書類だ。作成は任意で、令和4事務年度の税理士関与における法人税の添付書面の提出割合は10・0%だった。金融機関の担当者をご存じないのは当然である。

税理士が税理士法第33条の2に規定する書面に虚偽の記載をした場合には、戒

告、2年以下の税理士業務の停止、税理士業務の禁止といった懲戒処分が規定されている。税理士は自らの税理士資格を賭して、添付書面を提出しているのだ。

金融機関の担当者にとっては、税務署への提出書類は法人税申告書の別表四、勘定科目内訳書を除いてさほど重要でないと思われる。しかし実際は、添付書面も大切だ。わが国では確定した決算書に基づいて法人税を計算する「確定決算主義」を採用していることから、「添付書面が付された法人税申告書が正しい」と推測できるからだ。

さらに、添付書面には「顕著な増減事項」を明記する箇所がある。売上が増減、限界利益率の増減、原価率の増減、経費の増減等を明記するためには、毎月のヒアリングが欠かせない。顕著な増減は、経営者が正しい経営判断をするために必要な情報でもあり、毎月の変化をヒアリングされるプロセスは経営者にとって、自身の経営を顧みる貴重な機会といえる。

金融機関の担当者は、もしすでに融資先から回収した添付書面があるなら一度



閲覧してほしい。有用な情報が見つかるかもしれない（無論、税理士としてはそうであってほしい）。

③ 決算書・試算表の回収

事業者が借入先である金融機関に期待しているサポートを受けるためには、情報の非対称性の解消は必須である。事業者・顧問税理士・金融機関の三者がタイムリーで正しい試算表を共有することで、情報の非対称性を解消することができるといえる。

顧問税理士が毎月関与先を訪問しているのであれば、顧問税理士の訪問時と合わせて金融機関の担当者も訪問してはど

● 経営者保証ガイドラインに対応する情報

経営者保証 ガイドラインの3要件	税理士と 連携できる情報
法人と経営者との 関係の明確な 区分・分離	<ul style="list-style-type: none"> ● 申告書の作成に関する 計算事項等記載書面 ● 中小会計要領チェックリスト
財務基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営改善計画策定支援 (ポストコロナ持続的発展 計画事業・405事業)
財務状況の正確な把握、 適時適切な 情報開示等による 経営の透明性確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 決算書・試算表等の 定期的な提供 ● 申告書の作成に関する 計算事項等記載書面 ● 中小会計要領チェックリスト

(出所) 筆者作成

うだろうか。顧問税理士との連携が深まることは間違いない(事前に社長に了解を得ておくことはお忘れなく)。

加えて、取引先の顧問税理士がTKC会員であれば、TKCモニタリング情報サービス(MIS)の活用を依頼してほしい。MISは株式会社TKCから金融機関に対し、顧問税理士監査後の決算書・試算表を自動的に送信する仕組みである。法人税申告書を税務署に提出すると同時に、決算書・申告書、勘定科目内訳書等(添付書面も任意資料として提供

可能)が送信できる。また月次締時に月次試算表、資金繰り実績表、損益予算管理月報等を送信することも可能だ。

決算書・法人税申告書の提供は税務署に提出したものとまったく同じものであるから、信頼性が非常に高い。残念なことに、月次試算表の提供は税理士から関与先に依頼しても受諾してもらえない場合もある。金融機関の担当者からも、MISの利用を強く依頼してほしい。

業績管理体制の構築支援こそ 税理士の大きな付加価値

とはいえ、税理士は基本的にはコンサルタントではない。

営業力や技術力、行動力がある社長に、正しくタイムリーな業績管理のために、仕組みを構築することが、税理士として提供できる大きな価値である。

4

改正監督指針を踏まえた連携

経営者保証ガイドラインの要件に 合致する資料を収集できる

2 024年4月から運用が開始された改正監督指針を契機に、金融機

関は①法人と経営者との関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保の3要件を充足する法人・事業主に対しての「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」が求められた。

しかしながら、現実的には代表者・事業主から前述の3要件に合致する情報・資料の提供を受けることは難しいのではなからうか。

その点、普段から関与先をサポートする税理士と連携することにより、情報・資料の収集が容易になることが期待できる。3要件の参考となる具体的な資料を図表に整理したので、参考にしていただきたい。

銀行員が税理士との連携を 深めるためのポイント

- ✓ 税理士の監査が済んだ、正しい試算表を求めよう
- ✓ 決算書と合わせて「申告書の作成に関する計算事項等記載書面(添付書面)」を求めよう
- ✓ タイミングが合えば、税理士の訪問と合わせて取引先を訪問しよう

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和6年12月31日現在

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数		
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス	
政府系金融機関					
1 日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	50,865	6,163	
2 日本政策金融公庫(中小企業事業)	東京都	令和2年12月	8,338	—	
都市銀行					
1 三菱UFJ銀行	東京都	平成29年2月	5,220	1,087	
2 三井住友銀行	東京都	平成29年10月	4,465	598	
3 みずほ銀行	東京都	令和元年9月	3,357	517	
4 リソナ銀行	大阪府	平成29年10月	3,316	465	
5 埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	2,278	447	
地方銀行・第二地方銀行(上位50行)					
1 静岡銀行	静岡県	平成29年3月	4,625	1,367	
2 八十二銀行	長野県	平成30年5月	3,571	709	
3 北洋銀行	北海道	平成29年1月	3,510	465	
4 足利銀行	栃木県	平成28年10月	3,313	810	
5 千葉銀行	千葉県	平成29年2月	3,112	529	
6 中国銀行	岡山県	平成28年12月	3,088	557	
7 北陸銀行	富山県	平成29年4月	3,078	409	
8 群馬銀行	群馬県	平成29年1月	3,012	518	
9 京都銀行	京都府	平成30年7月	2,840	522	
10 広島銀行	広島県	平成28年11月	2,551	375	
11 常陽銀行	茨城県	平成28年10月	2,491	468	
12 第四北越銀行	新潟県	平成29年7月	2,436	582	
13 西日本シティ銀行	福岡県	平成29年5月	2,345	340	
14 栃木銀行	栃木県	平成28年10月	2,311	490	
15 武蔵野銀行	埼玉県	平成30年8月	2,262	412	
16 山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	2,213	405	
17 鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年7月	2,196	437	
18 名古屋銀行	愛知県	平成31年2月	2,103	311	
19 北國銀行	石川県	平成28年11月	2,098	344	
20 福岡銀行	福岡県	平成29年3月	2,042	353	
21 七十七銀行	宮城県	令和元年6月	1,957	564	
22 伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	1,922	325	
23 横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	1,912	202	
24 東邦銀行	福島県	平成29年1月	1,845	287	
25 百五銀行	三重県	平成28年10月	1,786	305	
26 十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,747	305	
27 京葉銀行	千葉県	平成29年8月	1,724	302	
28 北海道銀行	北海道	平成29年4月	1,701	229	
29 きらぼし銀行	東京都	平成29年7月	1,663	232	
30 関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,616	180	
31 滋賀銀行	滋賀県	平成29年1月	1,602	322	
32 清水銀行	静岡県	平成29年4月	1,582	638	
33 愛知銀行	愛知県	平成31年3月	1,548	259	
34 池田泉州銀行	大阪府	平成29年5月	1,515	204	
35 大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1,505	247	
36 三十三銀行	三重県	平成28年10月	1,479	261	
37 トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,466	294	
38 沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	1,371	137	
39 琉球銀行	沖縄県	平成29年12月	1,349	168	
40 筑波銀行	茨城県	平成29年3月	1,322	219	
41 秋田銀行	秋田県	平成29年5月	1,271	168	
42 大光銀行	新潟県	平成29年6月	1,262	342	
43 山口銀行	山口県	平成28年11月	1,261	246	
44 宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	1,246	169	
45 十八親和銀行	長崎県	平成29年5月	1,244	139	
46 東和銀行	群馬県	平成28年10月	1,233	244	
47 百十四銀行	香川県	平成28年12月	1,229	177	
48 山梨中央銀行	山梨県	平成29年2月	1,196	291	
49 岩手銀行	岩手県	平成30年4月	1,182	190	
50 仙台銀行	宮城県	平成28年12月	1,136	414	
上記以外の地銀・第二地銀			計	34,376	6,368

※個人事業者の申込も件数に含まれます。

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数		
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス	
信用金庫(上位30庫)					
1 浜松磐田信用金庫	静岡県	平成29年1月	2,684	782	
2 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	2,218	581	
3 多摩信用金庫	東京都	平成29年8月	2,183	435	
4 埼玉信用金庫	埼玉県	平成30年12月	2,077	370	
5 しずおか焼津信用金庫	静岡県	平成29年6月	1,667	702	
6 京都中央信用金庫	京都府	平成29年1月	1,656	327	
7 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	1,413	259	
8 大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年5月	1,366	145	
9 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	1,340	185	
10 城北信用金庫	東京都	平成30年5月	1,270	207	
11 島田掛川信用金庫	静岡県	平成30年11月	1,269	513	
12 北海道信用金庫	北海道	平成29年3月	1,227	145	
13 広島信用金庫	広島県	平成30年6月	1,227	113	
14 巢鴨信用金庫	東京都	平成29年5月	1,186	212	
15 尼崎信用金庫	兵庫県	令和2年2月	1,183	132	
16 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	1,160	94	
17 大阪信用金庫	大阪府	令和元年12月	1,135	108	
18 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年6月	1,131	234	
19 東京東信用金庫	東京都	平成29年1月	1,099	151	
20 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	1,070	87	
21 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	1,055	118	
22 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年9月	1,023	233	
23 城南信用金庫	東京都	平成30年2月	1,002	111	
24 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	954	180	
25 碧海信用金庫	愛知県	平成30年7月	921	175	
26 鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年9月	879	215	
27 帯広信用金庫	北海道	平成29年1月	878	78	
28 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	866	164	
29 北おおさか信用金庫	大阪府	平成31年1月	856	133	
30 瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年2月	828	104	
上記以外の信用金庫			計	51,650	10,434

信用組合(上位5組合)					
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	1,051	384	
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	758	104	
3 広島市信用組合	広島県	平成30年2月	470	37	
4 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	411	81	
5 新潟県信用組合	新潟県	平成30年11月	380	85	
上記以外の信用組合			計	7,491	1,658

信用保証協会(上位5協会)					
1 北海道信用保証協会	北海道	令和元年6月	2,988	291	
2 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年5月	2,209	349	
3 東京信用保証協会	東京都	令和4年4月	2,018	385	
4 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	1,987	783	
5 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年7月	1,293	164	
上記以外の信用保証協会			計	15,214	3,588

金融機関区分別集計

金融機関区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	10	10	88,681	11,854
2 地銀・第二地銀	99	98	134,445	24,831
3 信用金庫	254	247	90,473	17,727
4 信用組合	130	76	10,561	2,349
5 信用保証協会	51	43	25,709	5,560
6 その他	—	21	484	162
合計	544	495	350,353	62,483

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(495機関)

令和6年12月31日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
日本政策金融公庫(中小企業事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
室蘭信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
伊達信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
北央信用組合
札幌中央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
東神楽農業協同組合
十勝清水町農業協同組合
北海道信用保証協会

■ 青森県

青森銀行
みちのく銀行
東奥信用金庫
青い森信用金庫
青森信用保証協会

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫
岩手県信用保証協会

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
社の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
古川信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫
北部信用組合
山形中央信用組合
山形第一信用組合

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行
会津信用金庫
郡山信用金庫
白河信用金庫

須賀川信用金庫
ひまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合
茨城県信用保証協会

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用金庫
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しなの信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫
埼玉県信用保証協会

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
房総商工信用組合
君津信用組合
東日本信用漁業協同組合連合会

■ 東京都

きらぼし銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
朝日信用金庫
朝日信用金庫
さわやか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
亀有信用金庫
小川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用農業協同組合連合会
山梨県信用保証協会

■ 東京都

東武信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
昭和信用金庫
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
巢鴨信用金庫
青梅信用金庫
多摩信用金庫
文化産業信用組合
東京厚生信用組合
東信用組合
江東信用組合
青和信用組合
中ノ郷信用組合
大東京信用組合

第一勧業信用組合
PayPay銀行
東京信用保証協会

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
しずおか信用金庫
さがみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
神奈川県医師信用組合
神奈川県歯科医師信用組合
神奈川県信用保証協会
横浜市信用保証協会
川崎市信用保証協会

■ 新潟県

第四北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新潟信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
村上信用金庫
村上市信用金庫
加茂信用金庫
新潟縣信用組合
興栄信用組合
はばたき信用組合
協栄信用組合
巻信用組合
新潟大米信用組合
塩沢信用組合
糸魚川信用組合
十日町農業協同組合
新潟県信用農業協同組合連合会
新潟県信用保証協会

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
にしかわ信用金庫
氷見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
はくさん信用金庫
興能信用金庫
金沢中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用農業協同組合連合会
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫
飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合
長野県信用農業協同組合連合会
長野県信用保証協会

■ 岐阜県

大垣立井銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
めぐみの農業協同組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静清信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
島田掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用農業協同組合連合会
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

愛知銀行
名古屋銀行
中京銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
尾西信用金庫
中日信用金庫
東春信用金庫
愛知県医師信用組合
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋信用保証協会

■ 三重県

三十三銀行
百五銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
紀北信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合
滋賀県信用保証協会

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北部信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行
池田泉州銀行
大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫
永和信用金庫
北おおさか信用金庫
枚方信用金庫
のぞみ信用組合

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫

播州信用金庫
兵庫信用金庫
尼崎信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫県医療信用組合
兵庫県信用組合
淡陽信用組合
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫
奈良県信用保証協会

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫
紀南農業協同組合

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県農業協同組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
古備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合
広島県信用保証協会

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
秋山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用組合
山口県信用農業協同組合連合会
山口県信用漁業協同組合
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫
徳島県信用保証協会

■ 香川県

百十四銀行
香川銀行
高松信用金庫
観音寺信用金庫
香川県信用組合
香川県信用保証協会

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫

東予信用金庫
川之江信用金庫
うま農業協同組合
愛媛たいき農業協同組合
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
飯塚信用金庫
田川信用金庫
大川信用金庫
速賀信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひびき信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎三菱信用組合
西海みずき信用組合
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合
熊本県信用保証協会

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎第一信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
宮崎県信用保証協会

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
奄美大島信用金庫
鹿児島興業信用組合
鹿児島県信用農業協同組合連合会
鹿児島県信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会

『TKCモニタリング情報サービス通信』のバックナンバーは
TKCグループホームページでご覧いただけます。

URL : <https://www.tkc.jp/fx/bank/magazine>



『TKCモニタリング情報サービス通信』Vol.67

発行日 令和7年1月29日

発行所 株式会社 **TKC** SCG営業本部
東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 中村・井上